

# 社会保険 任意加入 申請ガイド

 Money Forward クラウド

※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。  
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。  
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

社会保険（厚生年金保険・健康保険）は、適用事業所に勤務し要件を満たす従業員が加入する制度です。法律で加入が義務付けられる強制適用事業所以外の事業所でも、任意で社会保険に加入できる「任意加入」制度があります。

## 適用事業所の区分と従業員の加入要件

社会保険の適用事業所には、加入が義務の「強制適用事業所」と、任意で加入する「任意適用事業所」があります。

強制適用事業所	・ 法人事業所 ・ 農林水産業や一部サービス業を除く、常時5名以上の従業員を使用する個人事業所
任意適用事業所	上記に該当しない事業所が、従業員の半数以上の同意等を得て申請し、厚生労働大臣の認可を受けることで加入可能。

### ■ 従業員の加入要件

適用事業所（強制・任意問わず）に勤務する以下の方は加入義務があります。

- フルタイム勤務の方 ・ 週所定労働時間および月所定労働日数がフルタイムの4分の3以上の方
- 短時間労働者（社会保険の適用拡大の対象となる「特定適用事業所」や「任意特定適用事業所」などに該当する場合） ※以下の全てを満たす方
  - 勤務先の厚生年金保険の被保険者数が**51人以上**
  - 月額賃金（所定内）が8.8万円以上
  - 学生でないこと
  - 週の所定労働時間が20時間以上

## 加入できる社会保険の種類と比較

任意適用事業所は、厚生年金保険と健康保険の**両方**、**またはいずれか一方**を選択して加入できます（強制適用事業所は両方必須）。

健康保険	協会けんぽや健康保険組合が運営。国民健康保険と異なり、保険料は <b>労使折半</b> で、 <b>被扶養者制度</b> があります。
厚生年金保険	国民年金に上乗せされる2階建て部分。国民年金と異なり、保険料は <b>労使折半</b> で、将来 <b>老齢厚生年金</b> が加算されます。 <b>配偶者の国民年金第3号被保険者制度</b> もあります。

## 任意加入のメリット

労働者	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険や国民年金の保険料を支払っている場合、従業員の保険料負担が軽減される可能性あり</li> <li>被扶養家族の保険料負担なし</li> <li>将来の年金額増加</li> </ul>
事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>福利厚生の充実による人材確保、定着</li> <li>事業主負担分の保険料は経費算入可能</li> </ul>

## 任意適用申請の手続き

要件	加入対象となる従業員の半数以上の同意を得て、事業主が申請し、厚生労働大臣の認可を受ける。	
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険、厚生年金保険 任意適用申請書</li> <li>任意適用同意書</li> <li><b>個人事業所の場合</b> 事業主世帯全員の住民票原本、公租公課の領収書</li> </ul>	
提出先	事業所の所在地を管轄する年金事務所。	提出方法
		窓口持参、郵送、電子申請。

認可後は任意適用事業所となり、要件を満たす従業員全員の加入義務が発生します。社会保険の適用拡大の任意特定適用事業所の申し出とは手続きが異なります。